

町村週報

(町村の購読料は会費)
(の中に含まれております)

2297号

毎週月曜日発行

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486番 FAX03-3580-5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

冬の尾瀬にて

鯉は、実はひとたび八十一枚だそう。八十一は九九の数字で陽、縁起がよい。一方、鯉の鱗はひとたび三十六枚、偶数で陰なりとするのが、中国古代の考え方である。

そうした鯉が、三十六枚の鱗にあまじっているうちは、ただの鯉として、池水河川の底で、平凡な生涯を終るだけである。それが翻然として一大決意をなし、苦勞に努力をかさねて黄河の流れをさかのぼれば、話は違ってくる。

鯉はやがて「龍門の滝」にたどり

龍占

「昇天の龍は瑞兆なり」というが、情性のままに、のんびり安閑としていては、せっかくの瑞兆も逃げてしまふ。真理はやはり平凡なところにあるらしい。よい年をお迎えください。

(エッセイスト 山本兼太郎)

意外なことに、出生の秘密は鯉にあった。龍の鱗は、実はひとたび八十一枚だそう。八十一は九九の数字で陽、縁起がよい。一方、鯉の鱗はひとたび三十六枚、偶数で陰なりとするのが、中国古代の考え方である。

閑話休題

来年のエトは龍。空想上の動物とはいえ、あの怪異な容貌はただごとではない。ところが耳は牛、爪は鷹、掌は虎、鱗は鯉と、我々の身近かな動物に似せてあるところが、いかにも意味ありげである。

着く。ここで、気をゆるめたり、あせっては台なしである。まず、滝つぼ深く身をしずめて時を待つ。やがて時流を得たりと決断するや、満身の力をふりしぼって、一挙に滝を昇りきると、そこでたちまち陰から陽に転じて龍と化し、風雲を呼んでめでたく天に昇る。世にいう「登龍門」を通りぬけるわけである。

こうしてみると、水中の鯉が龍と化して天に昇るには、まず第一に、昼夜をいとわず黄河の流れをさかのぼるという日常の努力。第二に、滝

もくじ

活動情報 フォーラム 随想 情報

- 地方分権の推進・町村財政基盤の強化などで緊急要望!! 全国町村会 … (2)
- 地方財政危機突破の総会決起大会を開く!! 六団体 … (7)
- 四賀・新世紀生活をめざして!! 長野県四賀村 … (8)
- カプセルNOW&NEW … (11)
- 自然との共生を求めて … 群馬県町村会長・板倉町長 針ヶ谷照夫 … (14)
- 政策リーダー … (15)

●写真募集●

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

活 動

地方分権の推進
町村財政基盤の強化
などで緊急要望全 国
町村会

予算編成にむけて本会役員が実行運動

全国町村会は、平成十二年度政府予算編成をひかえ十二月六日に政府予算対策本部を設置するとともに、同日には常任理事会を開催し、自治省の森元総務審議官から「地方行財政の現状と課題」について、厚生省の堤審議官から「介護保険制度」について、農林水産省の林国際部長から「次期WTO交渉における農林水産業の課題」についてそれぞれ説明を聴取した。また同会議では「地方分権の推進」、「町村財政基盤の強化」など二三項目の重点要望を採択し、会議終了後、役員が自由民主党及び関係省庁などへ実行運動を行った。

実行運動は、自由民主党、各省庁などに対し四つの班に分かれて実施。自由民主党へは、山本会長（福岡県添田町長）、佐々木（北海道えりも町長）、西田（石川県川北町長）、宇都宮（愛媛県宇和町長）の三副会長が一三項目の要望を行った。また自治、建設両省へは河野（千葉県睦沢町長）、伊藤（新潟県黒川村長）、神尾（愛知県額田町長）の三常任理事と藤本監事（岡山県和気町長）が「町村財政基盤の強化」、「生活環境施設の整備促進」などを要請。さらに厚生省、国土庁へは、菊池（青森

県川内町長）、野中（京都府園部町長）、八木（香川県池田町長）の三常任理事と富田監事（埼玉県花園町長）が「介護保険制度の円滑な導入」、「過疎地域活性化のための新法制定」などを、農林水産省へは関根（岩手県種市町長）、齋藤（茨城県関城町長）、江原（山口県日置町長）の三常任理事が「農業の振興と活力ある農山村の建設」などを要請した。

一 二三項目の要望は次のとおり。

一、地方分権の推進

国民一人ひとりが真に豊かさを実感できる社会を築いていくためには、住民に最も身近な行政主体である町村が地域の実情に沿った個性あふれる行政を自主的、自立的に推進する必要がある。地方分権の推進は現下の極めて重要な課題である。

よって、国は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」を円滑に施行することにより、次の事項を実現させたい。

一、事務・権限の移譲および補助金の廃止に伴う町村の財政負担については、地方税・地方交付税等地方一般財源を確保するなど、必要な措置を的確に講じること。

二、今後、一層の事務・権限の移譲

を推進すること。

三、権限移譲の「受け皿」整備の見地から市町村の合併を強制することのないよう十分留意すること。

四、平成十二年七月に法期限を迎える「地方分権推進法」を延長すること。

二、町村財政基盤の強化

町村は、自主税源が乏しい中、地方分権の進展を踏まえ、介護保険の実施など少子・高齢社会への対応をはじめ、低位にある生活環境施設整備、厳しい条件下にある農林漁業の振興等、個性豊かな地域づくりの推進が求められている。

よって、国は、これら施策を町村が自主的、自立的に遂行できるよう町村財政基盤を強化するため、次の事項を実現させたい。

一、真の地方分権を実現するため、地方税源について国と地方の役割分担を踏まえ、国から地方への税源移譲等により、その充実強化をはかること。

二、町村における固定資産税は税収の四十八％を占める最大の基幹税目であることから、その安定的確保が是非ともはかれるよう、固定資産税の現行制度を堅持するとともに、

ゴルフ場利用税についても、その存続確保をはかること。

三、大幅な財源不足に対処し、地方財政の健全な運営を確保するため、交付税率の引き上げにより、地方交付税総額を安定的に確保すること。

三、ペイオフ凍結解除後における地方公共団体の公金預金の保護

現在、国においては、平成十三年四月に予定されているペイオフ凍結解除に向けて、預金保険制度の枠組みについて幅広く検討が進められている。

ペイオフ凍結解除が予定どおり行われると、地方公共団体の公金預金は、特段の保護措置がない状態となる。

殆どの地方公共団体では、地域経済対策としての地元金融機関の活用や、中小企業等への制度融資にかかる預託等、安全確実という基準だけで預入先を選択することが困難な状況にある。

仮に、預入先の金融機関が破綻し、公金預金が喪失した場合、特に財政基盤が脆弱な町村にとっては直ちに財政破綻につながることであり、その結果町村としての行政執行に支障が生じ、住民生活に重大な影響を与えるだけでなく、住民の共有財産の喪失という多大な損失が予想される。

よって国は、金融機関の健全性の確保、情報開示の徹底等金融環境の整備を推進するとともに、ペイオフ凍結解除にあたっては公金預金の保

活 動

護について、必要な措置を講じられたい。

四、安全で魅力ある地域づくりの推進

町村は、二十一世紀に向って、それぞれの地域がそれぞれの特性を活かした独自の魅力ある地域づくりの推進が求められている。

また、各種災害から住民の生命・財産などを守り、豊かで住みよい地域社会を形成することは、町村の基本的な政策課題である。

よって、国は関連諸施策を総合的に推進するとともに、強力な支援措置を講じられたい。

五、保育対策の充実

近年の著しい少子化は、我が国にとって極めて重大な問題であり、子供を安心して生み育てることのできる環境づくりのための対策を強力に推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、「緊急保育対策等五か年事業」の終了に伴う、新たな保育対策事業を策定すること。

二、地域住民のニーズに対応した保育制度の充実および保育所運営費の基準の改善をはかること。

六、国民健康保険制度の充実強化

国民健康保険においては医療費の増高が年々著しく、一方、少子化による若年被保険者の減少や無職者等

低所得者の増加、加えて今日の経済情勢の悪化による被保険者の負担能力の低下が国保財政を圧迫し続けている。このような状況の中で、保険者の懸命な努力にも関わらず、国保財政が抱える基盤の脆弱さは依然として解決されず、その事業運営は極めて困難な状況にある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、各種医療保険制度における負担と給付の公平化をはかるため、医療保険制度の一本化を早急に実現すること。

二、老人医療対策の充実強化

(1) 老人医療に対する国の負担割合を拡充すること。

(2) 老人医療費拠出金の算定にかかると老人加入率の上限を撤廃すること。

また、退職者にかかる老人医療費拠出金の全額を退職者医療制度で負担すること。

(3) 老人保健事業にかかる財政措置を充実すること。

三、薬剤別途負担の廃止については、保険料（税）の引き上げを招かないよう国の責任において所要の措置を講じること。

四、診療報酬・薬価の見直し等医療費適正化対策を推進すること。

五、国保財政安定化支援事業にかかる地方財政措置を引き続き講じること。

七、介護保険制度の円滑な導入

町村においては、明年四月からの

介護保険制度施行に向けて懸命に努力しているところである。

しかしながら、財政力の脆弱な町村においては、安定的な制度運営のための保険財政基盤の強化が必要不可欠となっている。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、財政調整について

(1) 国の負担二五%のうち五%が調整財源とされているが、調整財源については二五%の外枠とし、必要額を措置すること。

(2) 財政安定化基金にかかる財源は、国及び都道府県の負担とする。

二、保険料について

(1) 低所得者に対する保険料については、減免措置を講じるとともに、同措置にかかる国、都道府県による財政補填制度を創設すること。

また、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講じること。

(2) 事務の効率化のため、第一号保険料にかかる特別徴収の対象範囲を拡大すること。

(3) 介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険の収納低下により生じる歳入欠陥については、全額国費により補填すること。

三、介護報酬について

介護報酬の設定にあたっては、地域の実情を十分考慮すること。

四、利用者負担について

低所得者に対する利用料負担につ

いては、減免措置を講じるとともに、同措置にかかる国、都道府県による財政補填制度を創設すること。

五、家族介護に対する評価について
(1) 町村においては家族介護に依存する度合いが高いという現状に鑑み、現金給付を含め、支援策を充実すること。

(2) 同居家族に対する訪問介護サービスについては、介護保険給付の対象とすること。

六、苦情処理について

市町村において行う苦情処理事務については、円滑に処理できるよう支援体制を確立するとともに、十分な財政措置を講じること。

七、介護基盤の整備について

(1) 市町村介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、介護基盤整備については、人材の育成・確保等にかかる支援策を含め十分な財政措置を講じること。

(2) 介護療養型医療施設の入所定員数が、市町村の保険料水準に及ぼす影響が大きいことに鑑み、都道府県が行う同医療施設の指定にあたっては、市町村介護保険事業計画が十分反映されるよう措置すること。

(3) 要介護認定において自立等と判定された現行福祉サービス受給者については、継続的な措置がとられるよう財政措置を講じるとともに、介護保険施設からの退所者等にかかる受け入れ体制の整備等について、十分な財政措置を講じること。

八、事務費について

活 動



自民党池田総務会長(右)と山本会長



自民党森幹事長(中央)と左から佐々木副会長、西田副会長、山本会長、宇都宮副会長、渡辺事務総長



自民党池田総務会長(中央)と左から宇都宮副会長、佐々木副会長、西田副会長



自民党佐藤組織本部長(中央)と左から西田副会長、山本会長、佐々木副会長、宇都宮副会長

市町村における介護保険の事務の執行については、所要人員を含め事務内容を早急に示すとともに、十分な財政措置を講じること。

なお、平成十一年度介護保険事業費補助金にかかる要介護認定事務費交付金および介護保険制度施行準備経費等については、協議額の満額を措置すること。

八、農業の振興と活力ある農山村の建設

一、食料・農業・農村基本法に基づく新たな地域農政の推進に当たっては次の事項に配慮すること。

- (1) 食料自給率の向上と総合的な生産振興対策の確立
- (2) 中山間地域等直接支払制度の実施に伴う財政措置、交付金単価の確保、町村の事務の簡素化
- (3) 株式会社等の農地取得の制限と土地利用計画の策定等に係わる町村長の権限の強化
- (4) 担い手の確保のため、農業者の所得、年金等の身分保障制度の確立
- (5) 次期WTO交渉に当たっては、農業の有する多面的機能等に配慮し、関税の引き下げ等を行わないこと。

二、次期生産調整対策においては、地域の米生産の実態と意向を反映するとともに、経営確立助成金の充実をはかること。

三、UR合意関連対策を着実に推進すること。

四、効率的・安定的な農業経営体の育成をはかるため新たな経営構造対

策を創設すること。

五、農山村地域活性化対策の拡充と生活文化環境基盤の整備を促進すること。

九、森林・林業対策の推進

- 一、森林・林業を巡る情勢の変化に対応し、森林・林業・木材産業の基本政策を確立すること。
- 二、森林・山村対策および国土保全対策を充実強化するとともに、森林整備における町村の役割強化に対応する財政措置の拡充を行うこと。
- 三、森林の機能回復をはかるため、緊急間伐総合対策を実施するとともに、国産材の利用を促進すること。
- 四、地域における持続的な林業経営の確立に向けて、新しい林業構造改善事業を創設すること。
- 五、森林保全整備事業等森林基盤整備事業の推進に必要な予算を確保すること。
- 六、次期WTO交渉においては、国産材に大きな影響が生じることのないよう、関税の引き下げ等を行わないこと。
- 七、森林・山村の維持と住民の定着をはかるため、森林・林業の実態に応じた所得補償制度を検討すること。

一〇、水産業対策の充実

- 一、新たな時代に対応した漁業基本法を制定すること。
- 二、漁業経営対策の強化と漁業就業者を確保・育成すること。
- 三、わが国周辺水域の資源管理体制

活 動



厚生省羽毛田事務次官(中央)と左から八木常任理事(香川)、富田監事(埼玉)、野中(京都)、菊池(青森)の各常任理事



自治省平林総括政務次官(中央)と左から神尾(愛知)、伊藤(新潟)、河野(千葉)の各常任理事、藤本監事(岡山)



建設省岸田政務次官(中央)と左から神尾(愛知)、伊藤(新潟)の各常任理事、藤本監事(岡山)河野常任理事(千葉)



農林水産省金田政務次官(中央)と左から齋藤(茨城)、江原(山口)、関根(岩手)の各常任理事



国土庁久保田事務次官(中央)と左から八木(香川)、菊池(青森)、野中(京都)の各常任理事、富田監事(埼玉)



農林水産省樋口農産園芸局長(右)と左から齋藤(茨城)、江原(山口)、関根(岩手)の各常任理事

の強化と操業秩序の確立をはかること。

四、水産資源の積極的造成と漁業地域の活性化を推進すること。

五、次期WTO交渉においては、関税の引き下げ等を行わないこと。

六、水産基盤および漁村生活環境の整備を推進すること。

七、漁場・沿岸環境保全対策を推進すること。

八、漁業・漁村対策推進のための地方財政措置の拡充をはかること。

一一、生活環境の整備促進

国民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策を強力に実施する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

一、道路整備五箇年計画の着実な実施をはかるとともに、整備が立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進できるよう配慮すること。(道路実延長のうち、八八・三%を占める市町村道の改良率は五〇・〇%、舗装率は一六・四%)

二、第八次下水道整備七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、整備が立ち遅れている町村の下水道整備を重点的に推進するとともに、下水道整備にかかる財政措置を充実すること。(普及率全国ベース五八%、町村部二〇%)

また、農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業および合併処理浄化槽設置整備事業については、町村が

活 動

必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

三、第八次廃棄物処理施設整備七箇年計画の着実な実施をはかることに、整備が立ち遅れている町村の廃棄物処理施設および焼却灰溶融化施設整備を重点的に推進すること。

四、ダイオキシン類の発生を未然に防止するため廃棄物処理にかかる抜本的な対策を推進すること。特に、小規模施設における発生防止技術を確立するとともに、廃棄物焼却施設における焼却灰や周辺土壌の無害化処理技術の開発等、試験研究を拡充強化すること。

また、一般廃棄物処理施設のダイオキシン類の排出削減対策および環境影響等の実態調査にかかる財政措置を充実すること。特に、既存施設の改造等については、十分な財政措置を講じること。

一二、過疎地域活性化のための新法制定

過疎町村は地域の担い手である若年層の流出、少子・高齢化による活力の低下、さらには、農林漁業等の停滞など厳しい実態に直面しているところであり、交通条件や生活環境の整備を推進するとともに、財政措置を一層充実する必要がある。

よって、国は過疎地域活性化特別措置法が失効する平成十二年四月以降について、これまでの過疎対策の枠組みを生かした上で、新たな法律を制定すること。

特に、現行過疎指定町村を引き続

き対象にするなど地域指定要件について特段の配慮をはかられたい。

一三、市町村の合併について

近年、地方分権の推進、少子・高齢化の進展、財政状況の著しい悪化等を背景に市町村合併の推進が様々な場面で大きく取り上げられている。

もとより、複雑・多様化する町村の事務事業の適切な処理、実行の段階に入った地方分権を推進するためには、市町村の行財政基盤の充実が必要であることは言うまでもない。

しかしながら、それぞれの町村は、歴史的な経緯、文化・風土や地理的条件等が異なっており、市町村合併は、将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響を及ぼす事柄であるので、関係市町村の自主的な判断を尊重することが何よりも重要である。

よって国及び都道府県は、市町村合併について、地域住民の意思を十分に尊重するとともに、次の事項に十分留意の上、合併を強制することのないようにされたい。

一、合併パターンを作成する場合にあつては、各々の地域住民が宮々として育んできた歴史、文化、連帯感に十分配慮するとともに、町村及び地域住民の意見を取り入れた上で作成すること。

二、市町村合併の強制を意図した地方交付税算定の見直しは絶対に行わないこと。

活 動

地方財政危機突破の総決起大会を開く

地方
六団体

全国町村会など地方六団体で構成する地方自治確立対策協議会は、十二月二日、東京・九段会館において「地方財政危機突破総決起大会」を開催した。

同大会は、長引く景気低迷による税収の大幅な落ち込みなどにより、地方財政が危機的な状況となっていることから、地方交付税総額の安定的確保や地方税源の充実強化を求めて開いたもので、地方自治体の知事・市町村長・議会議長など約千人が参加、また、来賓として国會議員など二百余名が出席し、自治大臣代理の嶋津自治省官房長、斉藤衆議院地方行政委員長、和田参議院地方行政・警察委員長から激励の挨拶が行われた。大会では全国町村会の山本会長(福岡県添田町長)が「地方財政危機突破に関する決議案」を朗読し、満場一致で採択された。

大会終了後、地方六団体代表は、青木官房長官、保利自治大臣、自由民主党・森幹事長、同・池田総務会長、自由党・藤井幹事長などに面接し決議事項の実現方を要請した。また、同大会の一般参加者においては、それぞれ地元選出の国會議員に対し要請運動が行われた。



▽決議を朗読する山本全国町村会長

地方財政危機突破に関する決議

地方財政は、平成六年度以降大幅な財源不足が続いており、平成十一年度末における借入金残高は、地方一般歳出の二倍を上回る一七九兆円にも達し、平成十二年度においても引き続き巨額な財源不足が見込まれている。

地方公共団体の財政は、これまでの景気対策としての諸事業や特別減税の実施に伴う公債費の累増等に加え、長引く不況による税収の大幅な落ち込みにより、まさに危機的な状況にある。

地方公共団体には、福祉、安全、

教育、環境、生活関連施設整備等の住民生活の向上のための課題が山積しており、さらに平成十二年四月からは介護保険を円滑に実施しなければならぬ。また、地方分権一括法に基づく国と地方の新しい関係に対応した新たな地方自治制度の定着に努めていかなければならない。そのため、地方税財源の拡充を図るとともに、地方財政の危機的状況を早期に脱却してその健全化を図る必要がある。

なお、地方分権推進法が平成十二年七月に失効することとなっているが、今後の地方分権の推進体制の整備について、地方税財源の充実確保を図る観点からも、真剣な検討がなされることを強く要請するものである。

よって、ここに全国の地方公共団体は総力を結集し、次の事項の実現を期するものである。

一、真の地方分権を実現するため、地方税源について、歳出規模と地方税収との乖離を縮小する方向で、国と地方の役割分担を踏まえ、国から地方への税源移譲等により、その充実強化を図ること。

一、固定資産税、不動産取得税、ゴルフ場利用税及び自動車税は、地方公共団体の貴重な財源であり、その改正如何は地方財政の運営に多大な影響を与えるため、現行制度を堅持

し、税収の安定的確保を図ること。
法人事業税の外形標準課税の導入については、応益課税としての税の性格の明確化、税負担の公平性の確保及び税収の安定的確保等の観点から早期に実現を図ること。

一、大幅な財源不足に対処し、地方財政の健全な運営を確保するため、交付税率の引き上げにより、地方交付税総額を安定的に確保すること。
一、介護保険に係る特別対策関係はもとより、地方公共団体が介護保険の円滑な実施のために、財政面で必要があるとして繰返し要請してきた調整交付金の別枠化その他の事項について、国の責任のもとに万全の措置を講ずること。

以上、決議する。

平成10年度 潤いと活力のあるまちづくり自治大臣表彰

まちづくり一般



クラインガルテン

現地レポート

長野県

四 賀 村

四賀・新世紀生活をめざして

長野県のほぼ中央に位置する当村は、四季折々に変化する北アルプスを眺望でき、北には村のシンボル虚空蔵山を望み、犀川支流の保福寺川と会田川の清き流れをばさんだ会田盆地に人々がいきいきと生活しています。

約七メートルにも及ぶマッコウクジラの化石の発見などから推測して、太古の昔、当村も海でありました。古代の動植物も今は化石となって私たちの大地に横たわり、静かに地中に眠っています。

そうした化石たちが見えない力を与えてくれるかのように純白の雪が舞い降り、古人たちもその雪景色に美しく咲く万葉の花『福寿草』を眺め、旅ゆく疲れを癒したといわれています。そして今もくつろぎと安らぎを与え続けてくれている福寿草の花々と、それを取り巻く緑深き山や嶺、湧き出る清水に人々の心と身体が潤い、若さと活力をいっばいに受け、自然と共に生きる村づくりを住民一体となつて、それぞれの立場で懸命に取り組んでいます。その証として『潤いと活力のあるまちづくり自治大臣表彰』という賞によって評価されたのを始め、さらには内閣総理大臣賞の『ふるさとづくり大

賞』、全国町村会長表彰と三大表彰に恵まれ、村民挙げて喜びに沸いた年となりました。

そこで、当村の事業の中でも特に今回評価の対象となった主なものを経緯を追ってご紹介します。

その一つは、クラインガルテン事業です。村の総面積九〇・二五平方キロメートルと、比較的広大な土地を保有する当村は、昭和三十年代まで養蚕が盛んであったために、山際まで多くの桑畑がありました。しかし、養蚕も衰退の一途をたどり、当村に残ったのは養蚕業に見切りをつけられた桑畑でした。これら数多く残った遊休桑園と自然が豊富な特色ある地形を組み合わせ、村の環境にもっともふさわしいプランは何であるかという視点に立って、あらゆる角度から研究してみました。

当時、全国の養鶏経営者会議の会長職にあった私がヨーロッパを歴訪した折、ドイツ、オランダの歴史ある市民農園（クラインガルテン）に感銘を受け、ぜひ日本で



フォーラム

満開に咲く五〇万株の村花「福寿草」



も実現させたいと考えました。そして、四賀村にあっては地域資源の活用及び中山間地域機能の活性化、それに伴う都市と農村の交流、環境と身体に優しいオーガニック農業の振興などすべてを兼ねそろえた新しい農村文化を興そうという構想を描きました。そしてドイツのクラインガルテンの精神やスタイルを学び、日本でクラインガルテンの実現を提唱するグループ『日本クラインガルテン協会』創設に参加し、平成三年から本格的な事業推進に向けて動きだしました。

それより少し前から四賀村では、自然を基調とした『農』のあり方について関心が高まり、昭和六十年にはいち早く有機野菜の栽培事業に着手し、有機無農薬農業の実践団体『アルプス自然農法研究会』を設立したのであります。そして、ここから生産された有機野菜を、東京や大阪に本拠地をおく『日本リサイクル運動市民の会』の有機野菜・自然食品の宅配事業「らでいっしゅぼーや」を通じて都市住民に提供し、その栽培を自分の目で見たいという消費者の都市住民が生産地四賀村を訪れたのです。そこで有機野菜や自然たまごが生産されていく過程を見学・体験する交流会が始まったのです。このような交流会を通して都市住民から「自分で有機野菜を作って味わいたい」、「四賀村のよさのどこかな山間農村で生活したい」、「四賀村にもっとお付き合いたい」などのニーズを実感したことからますます四賀村クラインガルテン事業に弾みがつきました。

また、村内の有志による『信州クラインガルテン研究会』の設立により、四賀村ならではのクラインガルテンのあり方などの研究に取り組み動きが急速に進み、モニター利用と環境における面での問題解消を経て平成六年四月に第一期オープンを迎えました。そして現在、村内の遊休荒廃農地一五〇ヘクタールの一部を利用し、整備

培事業に着手し、有機無農薬農業の実践団体『アルプス自然農法研究会』を設立したのであります。

クラインガルテン



した滞在型市民農園『坊主山クラインガルテン』五十三区画が存在し、全国規模で利活用されているところでもあります。

園内の管理運営などに関する部門は第三セクターである『四賀むらづくり株式会社』が担当しています。これら各団体の協力により年間を通じて各種フェスティバルや行事が開催され、村民やガルテナーのほか、県内外から大勢の人々が集まり、さかんに活動が行われています。こうして『坊主山クラインガルテン』を中心とするむらづくりプランがスタートしました。当村では『豊かな自然』、そこに住む住民の心の温かさ、『源となる食材の安全性の確保』、『居住空間の快適さ』など恵まれた資

源を生かし、有機農業を中心とした新しい農村社会『エコビレッジ』の実現を目指し、『坊主山クラインガルテン』を核とした都市交流拠点として確立したものをさらに拡大していく予定です。そして、今や世界に向かってクラインガルテンの発信基地と自負できるまでになりました。

評価の二つ目は、役場の中に『結婚推進課』を設けたことです。平成七年十月に村内の三十歳以上の未婚者を調査したところ、何と二百数十名が該当していたことに驚きました。これは機械やコンピュータ化が進み、文化・経済の急激な発展と進歩に追いつけずに惹き起こされたものであり、このことが少子高齢化を招いた要因ととらえました。その原因としてあげられるのは、マスメディアの急激な普及により、人と人とのふれあう機会が損なわれつつある社会。それだけに結婚問題にも影響が表れ、プライバシーの問題もあって昔と比較して信頼される仲介役を買って出る人が少なく、難しい問題には足を踏み入れたくないといったような風潮が生まれ、法律の整備も相まって、男女共生社会という面から見ても、結婚する若者が減少してきている事実は認めざるを得ません。したがって、

フォーラム



クラインガルテン

このことは逆ピラミッド型を形成し、少子化の原因となっていることに他ならない実情から、結婚を重要視しないこの社会の現状を何とか食い止めて先人や私たちの築いた社会の末永い担い手となる子孫を残す必要性を考えると、もはや社会問題としてでなく、行政の一環であるとの位置づけをもって対処することとしたのです。そして私たちの住む新しい農村社会を創出する担い手の家庭とその確保、いま現実にある少子高齢化社会の不安解消を図るため、日本で初めての『結婚推進課』の設置に踏み切ったのであります。

この課では、結婚希望者本人のプライバシーにまで一歩踏み込むこととなります。課長一名と係長

一名を配し、慎重に相談にのっています。今まで行政にはない斬新なスタイルで、なおかつ、特に信頼のおける二人の職員がキューピット役となり、職員自ら足を運んでまとめる事業であります。

この結婚推進課の仲介により、既に数組のカップルが見事にゴールインしたほか、交際中のカップルも何組があります。

豊かな自然と悠久の時代から受け継がれてきたこの四賀村のすばらしさを充分に知ってもらうこと、そして好きになってもらうことに力を入れ、こうした環境で育まれた人と結ばれて当村に定住をしてくれればと村民挙げて心から願っており、着々とその礎が築かれています。

以上、今回当村が表彰の評価の対象となった事業の主なものについてご紹介をいたしました。これらの賞を機にさらに躍動する村づくりに励み、人や自然など恵まれた資源を生かしながら今できることから『ふるさとづくり』をしていこうと考えております。次の世代にも語り継がれ、小さい自治体なれど大きな四賀村が世界にはばたき存在することを四賀村は常に願ってやまないものです。

(四賀村長 中島 学)

情 報

カネサト Now & News

外国人相談センター
岩手県
東和町

町内在住の外国人の悩みや相談などに応じていくため、町は「とうわ在住外国人相談センター」を設置し、日本に帰化した中国人や国際交流協会の会長など四人を相談員等として委嘱して相談業務を実施している。

町おこし研究
プロジェクト
宮城県
丸森町

観光による地域振興策を模索していくため、町は宮城県市町村職員研修所のコンサルティング能力養成研修生二十人、町民十人、町職員十三人で構成される「観光によるまちおこし」研究プロジェクトをスタートし、アンケートなどの調査研究を重ねて、二〇〇〇年七月までに結果をまとめていく予定。

小学校に空き缶回収機を設置し環境教育
千葉県
九十九町

環境美化を推進し、子供たちのリサイクル意識を醸成していく環境教育の一環として、町は町内の三小学校に飲料用空き缶を裁断・保管する回収機を設置し、児童が集めた空き缶の処理を行っている。

「中原淳一記念館」で
イメージアップ
山梨県
河口湖町

観光地のイメージアップを図るため、町は昭和の竹久夢二として知られる昭和の代表的な挿絵画家の中原淳一氏の原画や自筆原稿、遺品などを展示する

「中原淳一記念館（仮称）」を河口湖畔に建設するための準備を進めており、二〇〇〇年夏の開館をめざしている。

クロスカントリー
競技場を開設
長野県
木島平村

総工費約五十四億円をかけて、村営のスキー場やジャンプ台、ホテルなどを配置した「ふれあいの園整備事業」を推進している村は、スキー競技のほか夏場はトレーニングコース、ウォーキングコースとしても活用できる全長5kmの長距離コースなど難易度の異なる三コースを備えたクロスカントリー競技場を開設している。

職員の給料カットで
経費節減
鳥取県
岩美町

厳しい財政状況が続いている町は、行財政改革推進の一環として、九九年度の職員給料の定期昇給を六か月延伸するとともに、特別職の給料一〇％カットと管理職手当の支給率一律二％カットを実施し、年間で計二千八百万円程度の経費節減を図っている。

在宅生活復帰
準備施設が完成
鳥取県
木次町

介護保険関連基盤整備事業として建設費約二千万円で町が建設を進めていた県内初の「在宅生活復帰準備施設」が完成し、介護保険制度で要介護状態と認定されなかった施設入所者などを含めて、在宅生活復帰に向けた総合的な在宅介護支援事業を実施していく。

町と郵便局が連携して
独居高齢者を支援
岡山県
作楽町

町と作楽郵便局は、郵便局員と町職員等が連携し、七十歳以上の独居高齢者などの要望に応じて、励ましの声かけや郵便物の集荷、町役場との連絡、日用品の買い物など生活の一部を支援していく「ひまわりサービス」を実施しており、介護保険制度を補完するシステムとして期待されている。

地元の木材で
新庁舎建設
山口県
川上村

林業の村のイメージアップと建設費の縮減を図っていくため、村は地元木材を使用することで建設費の半額の補助が受けられる林野庁の補助事業を導入し、二〇〇〇年三月の完成をめざして木造一部二階建て、延床面積千七百十二平方メートルの新庁舎建設を進めている。

人材バンク制度を実施
徳島県
那賀川町

町は多様化する行政ニーズに対応できる人材を確保し、町民の交流を促進していくため、外国語やスポーツ指導、ボランティアなど二十四項目について特事業などで協力してもらう「人材バンク制度」を実施した。

「出前トーク」を実施
長崎県
北有馬町

町民と行政の距離感をなくし、住民参加型の町政を推進していくため、町は福祉健康や教育、町政、防災、機会など八分

野四十一項目について、五人以上の町民グループが希望すれば、町職員が公民館などに出向き町民に直接説明する「出前トーク」を実施した。

健康教室や
介護教室を開設
大分県
大由村

県内で最も高齢化率が高い村では、介護保険制度導入に際し、要介護認定から外れる高齢者の福祉サービスを確保していくため、現在のデイサービスセンターに隣接してサービス施設を整備し、寝たきりにならないための健康教室や家族向けの介護教室などを開いていく。

「温泉交流館」オープン
富山県
西郷村

村が総事業費約二十八億円を投じて整備を進めているダム湖畔の総合レジャー施設「石峠レイクランド」の中核施設である「センターハウス」（レストランと特産品販売所で構成）と大浴場や露天風呂、サウナなどが設けられた「温泉交流館」がオープンした。

空き缶回収に
七島を定期巡回
沖縄県
竹富町

多数の離島で構成される町は、ごみ処理の効率化を図っていくため、空き缶プレス車一台を導入し、町内の個人に委託して、西表島をはじめ小浜、波照間など七島を定期的に巡回してもらい、空き缶のプレスと回収を進めている。

カネサト Now & News

情 報

あなたの「骨」は
元気ですか

はやし
林 泰 史
東京都多摩老人医療センター院長

◆からだとは骨が豊かなもの

昔は農業、林業、漁業など、何をするにも体を使い、骨の折れる仕事が多かったものです。ところが、機械化の進んだ昨今の社会では、電気やガソリンから生じるエネルギーが私たちを運搬したり、重い物を持ち上げてくれたりして、骨の折れる仕事は少なくなりました。その結果、骨のありがたみについて考えたこともない人が増えてきています。しかし、昔は体を體と書き、からだとは骨が豊かなものと考えていたものでした。

体を形成している豊かな骨は、その丈夫さによって、脳や心臓を頭蓋骨や肋骨の形態で保護する作用、背骨やあしの中に脊椎や大腿骨などの形で入って体を支える作用をしています。これらの作用をするため、たとえば若い人の脛の骨や大腿の骨はそれぞれ二九六kg、二七七kgの力を加えないと折れないほど丈夫にできています。

ところが、これらの骨も体の中でもう一つの重要な役割を果たしています。それは、体の血液に含まれるカルシウムの濃さを一定に保つ働き

です。一人の人間は約六十兆個の細胞からできており、それらの細胞が各々の働きをしてくれているから、私たちは生きていけるのです。

たとえば、心臓の筋肉細胞は常に伸び縮みし、脳の細胞は常に情報を取り込んで、瞬時に判断をして命令を出しています。これら体内の細胞一つひとつの働きは、血液中に一定の濃さで含まれているカルシウムにより仕かけられているのです。そのため、食事で十分にカルシウムを摂り、血液に運ばなければ骨が溶かされてしまうのです。

◆歳とともに骨は徐々に痩せてくる

骨を豊かに保つには、カルシウムたっぷりの食事を摂る以外に、よく運動をして骨に負担をかけ、カルシウムを骨に付けてやる必要があります。その他、男性では強い筋力が骨を丈夫にし、女性では女性ホルモンが骨を作る細胞を働かせ、骨を丈夫にします。

ところが、歳を取ってきますと、女性ホルモンの分泌量が減る、筋肉が衰える、運動の量が減る、食べ物に摂る量・消化吸収率が減る、などの条件が重なり、骨の中のカルシウム量がどうしても減りがちです。とは言っても、骨の痩せる程度は人によってまちまちです。それでも、体重を気にして食事量を制限したり、一日中椅子に。腰をかけて仕事をし、休日にはごろ寝といった生活、アルコールを多飲する、タバコを吸うなどの習慣は骨を痩せさせやすいと言えるでしょう。しかし、何と言っ

ても骨を弱くする要因は、歳を取るごとと女性ホルモンの欠乏で、閉経を迎えた女性はとくに要注意と言えます。

骨のカルシウム量が減ったとしても、少しぐらいの減少では平気です。前にも述べましたように若い人の骨は体重の四倍以上の力が加わらないと折れないほど丈夫だからです。しかし、骨からあまりにも多くのカルシウムが溶け出しますと、転んだだけで手足の骨が折れたり、物を持ち上げただけで背骨や腰骨が潰れたり、といった状態になります。

このように日常の些細な力でも骨折をしてしまう状態になりますと、これはもう骨の脆弱病、すなわち骨粗鬆症と診断されます。骨粗鬆症は女性に多く、五十歳代頃から増加し、六十五歳では半数の女性に見られます。

◆骨を豊かに保つには

骨のカルシウム量減少には加齢、閉経、遺伝的背景、病気など避けられない原因も関係しますが、それらと同等に日常生活の過ごし方も骨の豊かさに影響を与えます。この点では骨粗鬆症は生活習慣病の一つなのです。

骨にとってよい生活習慣の第一は、カルシウムの多い食事を摂ることです。今摂っている毎日の食事に牛乳一本、チーズ一片、小魚三〜四匹、豆腐三分の二丁、小松菜四分の一把（いずれもカルシウム二〇〇mgを含んでいます）のうちの二項目を加えてください。これにより、一日に七〜八〇〇mgのカルシウムが摂

情 報

れるはずですが。

第二に、毎日の生活に三十分間散歩をする程度の運動を加えることです。通勤や買物で三十分間余計に歩くのもよく、またグートボールや朝の散歩でも大丈夫です。こうした運動は、椅子に腰をかけて仕事をするOLの人たちにとくにすすめるべき項目です。

第三には、適度な日光浴も骨を丈夫にしてくれます。中高年になりますとシミやソバカスが出来て嫌って、陽が沈んでから外出したり、泳いだりする人を見かけますが、日光の紫外線は皮下脂肪でビタミンDを作りますので、軽い日光浴はぜひ行なってください。

一日平均二十五分間の室内運動をするだけでも一年間に5%も全身のカルシウム量が増加、毎日三十分の散歩プラス牛乳一本の飲用だけで被験者二十名全員の骨が強くなった、などの報告があります。これらはいずれも五十三歳前後の女性についての研究です。女性であっても、閉経後でも努力によって骨は豊かになるのです。

◆骨の元気で健康長寿

寿命が伸びて、男性は平均七十八歳、女性は八十三歳まで長生きが出来るようになりました。これは定年後二三十年間も余生を楽しめることを意味しています。余生生活に入りますと、子育ての悩みや仕事上の葛藤もなくなり、難儀なことさえなければ旅行をしたり、教養を身につけたりと、楽しい日々を過ごすことができるというものです。

これらをぶち壊す難儀の代表が、「体の具合がすぐれない寝たきり」なのです。しかし、東京都民の調査では、九割近くが難儀なことの無い元気高齢者でした。毎日の仕事をバリバリとこなしている皆様も、少しの生活の工夫を毎日の仕事に加えることにより、三十年間近い余生を元気高齢者として過ごすことができます。少しの工夫とは毎日三十分間歩いてカルシウムを沢山摂ることです。

骨によい食事と運動は糖尿病や高血圧、動脈硬化の予防の面でも効果があり、骨の元気は体の元気と直結しています。骨が豊かな体は高齢期にやってくる不調を払いのけ、平穏な気持ちで長寿を享受するための大事な秘訣です。

このような元気長寿を健康長寿といい、元気で過ごせる余命を健康寿命といいます。二十世紀の日本は、驚異的な経済発展と優れた医療制度の確立とによって、見事に長寿社会を築き上げました。二十一世紀はより心の豊かさ、質のよさが求められる時代となることでしょう。これを人の体に当てはめれば、豊かな骨を持った体でいつまでも社会に参加し、貢献できる健康長寿社会を築き上げることが大切です。そのためにも今から日々の心構えと、少しの努力を継続されますように。



随 想

■自然との共生を求めて

群馬県町村会長
板倉 町 長
針ヶ谷 照夫

随 想

私の町の東側には、三三〇〇ヘクタールという広大な面積を有する渡良瀬遊水地が広がっています。

特に四五〇ヘクタールの谷中湖周辺は車の進入が禁止されていることもあり、ウォーキングやジョギングを楽しむ人には絶好の場所となっています。

私もその一人ですが、お陰様で足には自信がもてるようになり、時折登山を楽しんだりマラソン大会にも参加するようになりました。

今年渡良瀬遊水地を会場に、私の町の主催で行なったフルマラソン大会には私も出場、完走することができ、感激をいたしました。

またこの遊水地には広大なよし原が広がっており、野鳥の声を聞きながらの散策は、少々気分が滅

入っている時でもそれを癒してくれる安らぎの場所ともなっています。

しかしこうした渡良瀬遊水地も、その歴史をひもとくと、辛い歴史をもっている場所でもありません。

ここにはかつて「谷中村」が存在し、約三八〇戸、二〇〇〇名余の人が住んでいました。

利根川の支流である渡良瀬川が流れ、上流から運ばれた肥よくな土に恵まれた農業地帯であり、また大小さまざまな池沼もあり、漁業も盛んだったそうです。

しかし明治に入って日本の近代化が進められるようになったとき、公害の原点とも言われている足尾鉾毒事件が発生し、渡良瀬川下流地域はたび重なる洪水と、足尾から流れこんでくる鉾毒のため

に魚も住めない、農作物の収穫も満足にできない地帯となってしまいました。

多くの被害民が足尾銅山の鉾業停止を政府に訴えるべく、何回も請願（押出しと言われた）に出向きました。ほぼ百年前になる明治三十三年（一九〇〇年）二月十三日の押出しのときには、利根川を渡るうとする被害民に対し、これを阻止しようとする警官や憲兵と衝突、多数の負傷者や逮捕者を出した川俣事件もありました。

栃木県選出の田中正造代議士が、国会で必死に鉾業停止を訴えたのもその頃のことです。

明治三十七年、政府は洪水対策として渡良瀬川最下流に遊水地をつくることを計画、谷中村廃村へとつながりました。

私がこの歴史に関心を持つようになったころ、当時はまだ谷中村出身のお年寄りが何人かおり、村がなくなる。自分の生涯が一変する、その辛かった人生の話しを聞き、思わず涙したこともありました。

近年、都心から六〇キロメートル、首都圏に残されたこの広大な遊水地は注目の的であり、この将来をどうするか論議が続いています。

去る十一月七日にもシンポジウ

ムが開催され、私もパネラーの一人として参加をいたしました。

私からは、周辺に住む人達の安全や生活を守る観点から、「治水利水」、「歴史や環境教育の場」の創出、「健全なスポーツレクリエーションの場」を「自然」との共生を計りながら実施すべきであるとの提言をさせていただきました。が、共生というのはナンセンスである。あくまで二者択一であり自然保護を最優先すべきであるとの声も強く、なかなか議論がかみ合わないのが実状です。

二十一世紀を目前にひかえ、また地方分権の前に各自治体とも町づくり地域づくりに取り組んでいきます。

二〇世紀は、もの一辺倒の時代であったと言われていますが、二十一世紀は真の豊かさを実現する時代であるとも言われています。

そして本当の豊かさというのは、バラエティーに富んだ、さまざまな選択メニューが存在する社会において、はじめて実現できるのではないかと考えます。これは新しい価値感の創造といえるかも知れません。

そうした町づくりを目指してこれからも努力をしてまいりたいと考えています。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

平成十年度国保財政状況まとめ
―厚生省―

厚生省はこの程、平成十年度国民健康保険財政状況（市町村）の速報を公表した。

一般被保険者分と退職被保険者分を合わせた収入合計は八兆一、一七〇億円（対前年度比三・六％、二、八〇四億円増）に対し、支出合計は七兆八、九四四億円（同四・七％、三、五六四億円増）で、収支差引額は二、一七六億円（国庫支出金精算額を除いた実質収支差引額は二、四六〇億円）となっている。このうち、一般被保険者分については、収入合計が六兆六、四二〇億円と、支出合計六兆四、四四五億円となっているが、単年度経常収支（実質収支差引額から「基金繰入金」及び「繰越金」を除いたもの）では、一、〇二〇億円の赤字（同七二八億円増）となっている。

赤字額が増加した要因は、老人保健拠出金（伸び率九・八％）と保険給付費（同二・九％）等支出の伸びが大きく、収入の伸びが鈍化していること等が挙げられている。また、赤字保険者数は一、八一七で、前年度より二七四保険者、赤字額は四〇六億円増加の一、五四一億円となっている。

単年度経常収支の状況は、九年度の健保法改正（薬剤別途負担の導入）、十年度の国保法等の改正（老人保健拠出金の見直し）による効果は見られなかったものの、依然として赤字基調にあり、さらに、介護保険制度の施行により、新たに賦課される介護納付金による財政影響及び高齢化の進展等に伴う医療費の増加が見込まれることから、引き続き厳しい状況にあるとしている。

新過疎法の指定要件

「過疎地域自立促進特別措置法」（仮称、議員立法）に定める過疎市町村の指定要件が、九日に開催された自民党過疎対策特別委員会総会において明らかにされた。

新法は、平成十一年度末で期限切れを迎える過疎地域活性化特別措置法（平成二年制定）に代わるものとして新たに制定するもので、人口減少の基準年を昭和三十五年と同四十五年の二本立てにしたのが特徴。

新しい要件については、人口要件では、①昭和三十五年より平成七年の人口減少率が三十％以上か、二十五％以上で高齢者比率が二十四％以上または若年者比率が十五％以下②昭和四十五年より平成七年の人口減少率が十九％以下―のいずれかを満たすこととしており、財政力要件では、①平成八より十年度の三カ年に係る財政力指数の平均が〇・四二以下②公営競技に係る収益が十三億円以下―をいずれも満たすこととしている。

これらを適用すると、現行過疎地域市町村（一二三〇団体）のうち、新要件案を満たさない団体数が一〇一、新たに指定される団体が四十二となり、結果、指定団体数は差し引き五十九減の一七二団体となる。

また、指定地域には過疎債発行や国庫補助率の嵩上げが、対象外となった団体にも五年間の手厚い経過措置が講じられることとしている。

新法は、今後与野党で協議した後、年内に法案大綱をまとめ、次期通常国会に提出することとしている。

「農山漁村男女共同参画推進指針」発表される

農林水産省は、男女共同参画社会基本法並びに食料・農業・農村基本法二十六条の制定を踏まえて、「農山漁村男女共同参画推進指針」を策定した。

農業における女性の現状は、就業人口では、五七・三％であるにもかかわらず、農協個人正組合員は一三・五％、農協役員〇・三％、農業委員〇・七％に過ぎず、労働時間（家事を含む）は男性の一・二四倍、毎月報酬を受け取る女性は一六・二％である。

このような現状から、市町村レベルで女性の社会・経営参画目標をたてるとともに、環境整備が重要であるとし、以下の方策を推進することとした。①女性が農林水産業の担い手であり、経営者であるという位置づけを明確にするため、家族経営協定の締結を促進する。②農作業、家事、育児、高齢者介護等の過重労働の軽減をはかるための労働環境を整備する。③農協や農業委員会等の地域の方針決定機関における女性役員、委員の登用を促進することとし、参画目標を策定する。④国の補助事業において、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みの状況を、事業採択、事業実施に当たった際の留意事項、採択基準とする。

これら施策の推進により、女性と男性が支え合い、能力と役割を認めあう農山漁村を目指すとしている。